

もったいない運動の推進

【環境政策課】

1 事業の目的

「もったいない」という日本特有の言葉を改めて認識し、「地球上にあるすべてのものに尊敬と感謝（リスペクト）の気持ちをもち、ひとやものを大切にすること」を基本として、「もったいない」の精神が、市民の日常生活や事業活動の中で行動に結びつくよう、本市独自の「もったいない運動」を、市民組織と市が一体となって推進する。

2 事業概要

「もったいない運動」の今後の運動の目標、行動指針である「もったいないの約束」や、日々の行動を振り返る「もったいないの日」を活用した普及啓発活動など、ひとやものを大切にするための様々な取組を推進していく。

推進に当たっては、平成21年3月に設立された市民組織である「宇都宮市もったいない運動市民会議」を中心に運動を展開していく。

（1）市民会議の取組

①運動の輪の拡大

- ・運動の趣旨に賛同し実践行動する、個人や団体、企業等の登録（4月～）

②運動の普及啓発、PR活動

- ・市内外での各種イベント等でのPR（4月～3月）
- ・「もったいない川柳」、「もったいないポスター」の募集（7月） など

③「もったいないフェア宇都宮2010」の開催（9月）

もったいない全国大会の息吹を継承し、市民への普及啓発を目的とする参加体験型のイベント

④「もったいない運動」推進自治体とのネットワークづくり

（2）様々な分野における取組

様々な分野において、「もったいない運動」の考え方を積極的に組み入れ、全市的に運動を推進していく。

①環境面の取組（地球温暖化対策や3Rの推進）

- ・「もったいない宮っ子」の育成（幼児環境学習の推進）
- ・「みやエコファミリー（家庭版環境ISO）」の普及拡大
- ・「マイMy運動」（マイバッグやマイ箸使用の呼びかけ）の実施
- ・「もったいない絵本（ぼくはエコねこ）」の配布 など

②「おもてなし運動」の推進

ひとやものを大切にする「もったいない」の精神に基づき、官民で構成する「おもてなし推進委員会」が主体となって、分野横断的な活動や事業を一体化し、効果的に「おもてなし運動」を推進する。

- ・おもてなしモニター制度の実施
- ・おもてなし顕彰制度の実施
- ・おもてなしハンドブックの管理及びおもてなし出前講座の実施
- ・観光ボランティアの育成
- ・宮のものの知り達人検定の実施

③学校現場での取組

- ・学校版環境ISOに基づく自主的な活動
- ・学校版もったいない運動の推進
- 学校物品有効活用OAシステムの運用

④その他

「もったいない」の精神に基づき、各事業の展開を図る。

- ・「もったいないの森 長岡」植樹祭の実施
- ・食育の推進
- ・地産地消の推進
- ・宇都宮まちづくり貢献企業認証制度 など